

昭和村避難行動要支援者避難支援計画

令和元年8月

昭 和 村

目 次

第1章 基本的な考え方	
1 趣旨	1
2 位置づけ	1
3 構成	1
4 避難支援体制の整備方針	2
5 推進体制	3
6 関係機関等の役割	4
第2章 要支援者情報の把握・共有	6
1 要支援者名簿の作成	6
(1) 要支援者名簿の目的	6
(2) 要支援者名簿の対象者	6
(3) 情報収集方法	6
(4) 収集する内容	7
2 要支援者名簿の提供、管理	7
(1) 要支援者名簿の提供、管理	7
(2) 要支援者名簿の適正管理	7
(3) 要支援者名簿の更新	7
3 福祉サービス事業者等の保有する情報の活用	7
第3章 要支援者の個別計画の作成	8
1 要支援者の把握	8
2 個別計画の作成	8
(1) 個別計画の作成方法	8
(2) 個別計画の内容	8
3 個別計画の共有・管理	9
(1) 個別計画の共有の範囲	9
(2) 個別計画の適正管理	9
4 個別計画の確認	9

第4章 避難誘導・安否確認体制の整備	10
1 避難支援の実施体制	10
(1) 村における避難支援体制	10
(2) 地域における避難支援体制	10
(3) 社会福祉施設等の避難支援体制の整備	10
2 情報伝達体制の整備	10
(1) 要支援者への情報伝達	10
(2) 地域支援者への情報伝達	11
(3) 避難支援関係者への情報伝達	11
3 避難支援訓練の実施	12
4 安否確認情報の収集体制	12
(1) 個別計画登録者の安否情報の収集	12
(2) 地域支援者からの報告	12
第5章 避難所等における支援体制	13
1 避難所等における要支援者支援体制	13
(1) 開設の周知	13
(2) 避難所の災害時要支援者班との連携	13
(3) 支援体制の確認	13
(4) 優先的支援の実施	13
2 福祉避難所	13
(1) 福祉避難所について	13
(2) 福祉避難所の確保	13
(3) 設置・運営等	13
様式	
様式1 昭和村避難行動要支援者名簿	14
様式2 昭和村避難行動要支援者登録申請書兼登録台帳（個別計画）	15
福祉避難所の利用に関する協定書の様式	17
参考資料	
資料1 要支援者の特徴	21
資料2 要支援者の非常持出品（例）	28
資料3 福祉避難所一覧	29

第1章 基本的な考え方

1 趣旨

災害による被害を未然に防止するためには、日頃の防災対策が不可欠であり、災害に対する備えの有無が被害の規模を大きく左右すると言っても過言ではない。そして防災対策の推進に当たっては、総合的な取り組みが重要であり、高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に配慮を要する者（*1）（以下、「要配慮者」という。）の避難支援対策は大きな課題となっている。

なかでも要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な非難の確保を図るため、特に支援を要する者を避難行動要支援者（*2）（以下、「要支援者」という。）の避難支援対策は、日頃より準備を進めなければならない。そこで、昭和村（以下、「村」という。）では、風水害や地震等の災害に備え、要支援者の避難支援を迅速かつ的確に行うため、平常時から要支援者に関する情報の把握、防災情報の伝達手段・伝達体制の整備及び避難誘導等の支援体制を確立することを目的として、避難行動要支援者避難支援計画（*3）（以下、「避難支援計画」という。）を作成する。なお、「昭和村避難行動要支援者避難支援計画」の策定に伴い、「昭和村災害時要援護者避難支援計画」（平成21年12月策定）は、廃止する。

〔 *1：要配慮者
高齢者・障がい者・乳幼児その他の特に配慮を要する人。 〕

〔 *2：避難行動要支援者
災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であり、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために支援を要する人であり、一般的には高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦等があげられる。 〕

〔 *3：避難行動要支援者避難支援計画
村の災害時の要支援者支援に関する対象者、関係機関の役割分担、避難行動要支援者名簿の提供先、保管などの全体的な考え方と災害時要支援者の一人ひとりに対する避難支援者、避難先、避難方法等を記載した個別計画で構成する。 〕

2 位置づけ

避難支援計画は、「昭和村地域防災計画」における要支援者対策のうち、避難支援に関する事項を具体化したものである。

3 構成

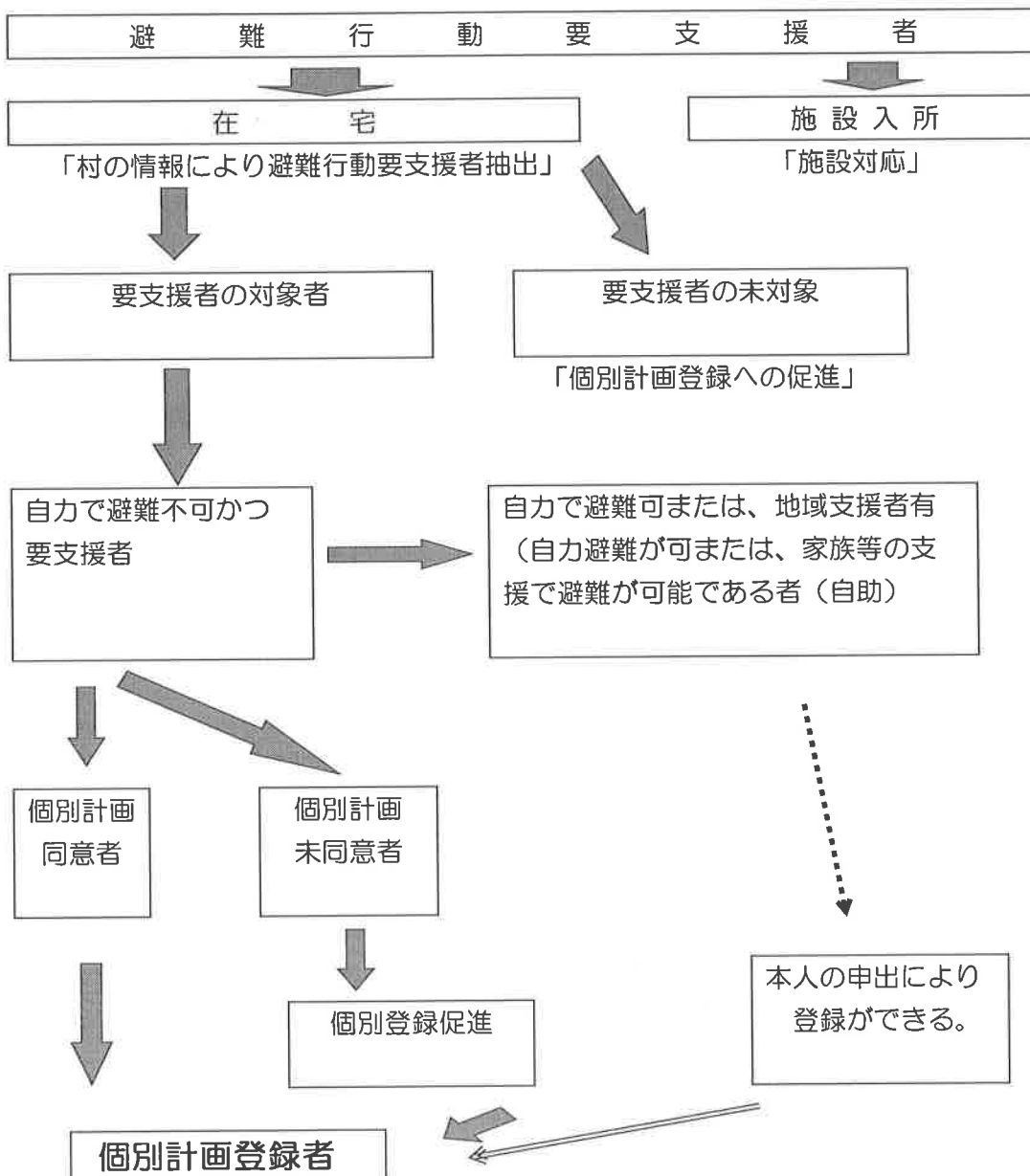
避難支援計画は、要支援者の避難支援に関する「全体的な考え方」と「要支援者一人ひとりに対する避難支援計画」（以下、「個別計画」という。）で構成する。

4 避難支援体制の整備方針

(1) 対象者

要支援者の避難支援体制の整備は、他者の支援がなければ避難できない在宅の者で、かつ、家族等による必要な支援が受けられない者について、重点的・優先的に進める。

○避難支援計画（個別計画）の対象者



○重点的・優先的に支援体制の構築を推進・・・ 村、民生委員

5 推進体制

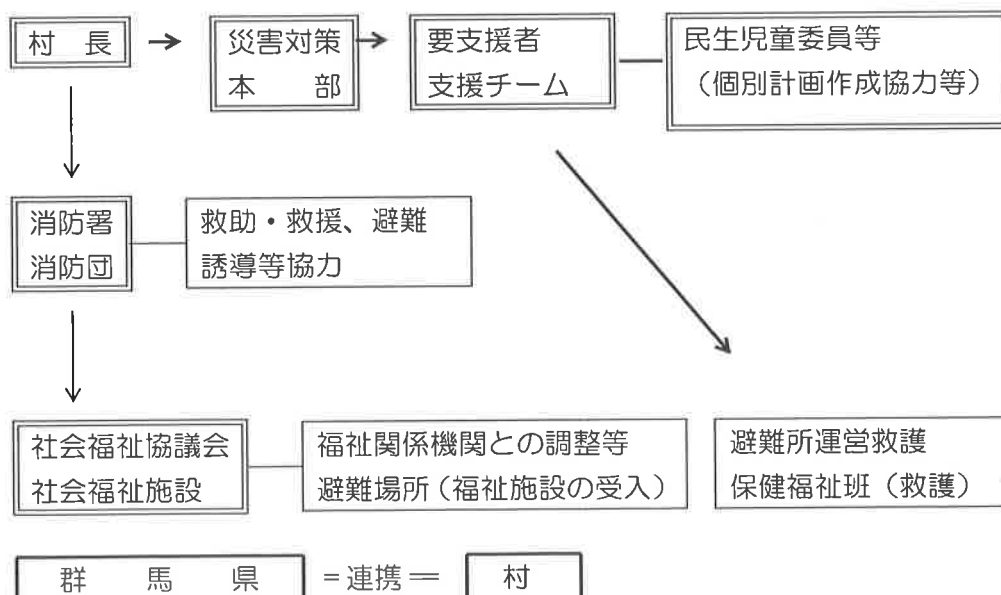
村は、要支援者の避難支援業務を的確に実施するため、保健福祉課を中心に総務課防災担当とで構成する要支援者支援チームを設置する。

要支援者支援チームは、関係機関と連携し、要援護者の避難支援対策を推進する。

○要支援者支援チームの位置付け及び構成等

	平常時	災害時
位置付け	保健福祉課及び総務課による横断的な組織として設置する。	村災害対策本部の社会福祉班内に設置する。
構成	構成員は、社会福祉班長（保健福祉課長）、班員（福祉担当者、地域包括支援センター職員、防災担当者）で構成するが、避難支援体制の整備推進にあたっては消防団、民生児童委員、社会福祉協議会等の関係機関の参加により進めることとする。	基本的に村災害対策本部の社会福祉班で構成する。
業務	平常時は、要支援者情報の共有化、避難支援計画の策定、要支援者参加型の防災訓練の計画・実施・広報等を行う。	避難情報等の伝達業務、避難誘導、安否確認・避難状況の把握、避難場所に設置される要支援者チーム等の連携・情報共有、単独の避難所では対応できない場合の広域調整等を行う。

○災害時の要支援者支援の推進



6 関係機関等の役割

(1) 村の役割

① 保健福祉課の役割

平常時	<ol style="list-style-type: none"> 1) 要支援者支援チームの設置 2) 要支援者に関する各種情報に基づき、要支援者名簿の作成及び民生児童委員への提供 3) 要支援者の把握と個別計画の作成 4) 個別計画作成のための働きかけ 5) 個別計画作成についての広報等 6) 福祉避難所の運営体制の確保 7) 要支援者の避難方法等の普及啓発及び避難支援訓練の実施 8) 避難情報等の情報伝達体制の整備 9) 要支援者本人、家族、関係者に対する災害時への備えの普及啓発
災害時	<ol style="list-style-type: none"> 1) 村災害対策本部の社会福祉班に要支援者支援チームを設置 2) 要支援者の避難・安否確認の状況把握 3) 福祉避難所の運営支援 4) 避難所の要支援者チームとの連携した支援

② 総務課の役割

平常時	<ol style="list-style-type: none"> 1) 要支援者名簿、個別計画の共有 2) 個別計画作成についての広報等 3) 要支援者の避難支援方法等の普及啓発及び避難支援訓練の実施 4) 避難所（福祉施設等）の指定及び協定
災害時	<ol style="list-style-type: none"> 1) 避難準備情報等の発令・伝達 2) 災害対策の総括・防災期間との連絡調整

③ 消防署、消防団の役割

平常時	<ol style="list-style-type: none"> 1) 要支援者の避難支援体制整備の協力
災害時	<ol style="list-style-type: none"> 1) 救援・救助及び安否確認等の協力

④ 民生児童委員の役割

平常時	<ul style="list-style-type: none"> 1) 要支援者名簿、個別計画の共有 2) 要支援者の把握調査への協力 3) 個別計画策定への協力及び作成のための同意についての働きかけ 4) 要支援者名簿の作成に向けた地域情報の提供 5) 個別支援計画の新規登録、変更・修正に関する村への協力
災害時	<ul style="list-style-type: none"> 1) 要支援者及び地域支援者への避難準備情報等の伝達の協力 2) 要支援者の避難支援と安否確認への協力

⑤ 社会福祉協議会の役割

平常時	<ul style="list-style-type: none"> 1) 災害ボランティア組織の形成、育成等の地域福祉の推進 2) 個別計画作成のための同意の周知及び関係機関への働きかけ 3) 地域支援者の選定に関する関係機関の連絡調整への協力
災害時	<ul style="list-style-type: none"> 1) 災害ボランティア本部の設置、災害ボランティア等の受入れ・派遣調整 2) 在宅サービス利用者の安否確認 3) 福祉関係機関との連絡調整

⑥ 社会福祉施設、福祉サービス事業者等の役割

平常時	<ul style="list-style-type: none"> 1) 在宅の要支援者の個別計画作成のための同意への協力及び情報提供 2) 在宅の要支援者の避難支援（移動手段）への協力（通所・入所） 3) 避難先（福祉避難所）としての避難体制への協力（通所・入所）
災害時	<ul style="list-style-type: none"> 1) 要支援者の受入れ（通所・入所）

第2章 要支援者情報の把握・共有

1 要支援者名簿の作成

村保健福祉課は、把握している要介護状態区分、障がい者区等の要支援者に関する各種情報に基づき、要支援者名簿を作成する。

(1) 要支援者名簿の目的

要支援者名簿は、要支援者の把握調査と個別計画作成の促進及び災害時の安否確認の目的に限定し使用する。

(2) 要支援者名簿の対象者

一般に要支援者については、自力で避難が可能な人や避難支援の必要性が少ない人も相当含まれているため、村は、以下に規定する在宅の要支援者を対象として、被災リスクの高い要支援者の支援体制を重点的・優先的に進めながら、要支援者名簿を作成する。

区分	対 象 者	担 当 課
1	要介護認定3以上の判定を受けている者	保健福祉課
2	身体障がい者障害程度等級表の1級又は2級に該当する者	保健福祉課
3	療育手帳Aの判定を受けている者	保健福祉課
4	精神障がい者保健福祉手帳1級に該当する者	保健福祉課
5	村が実施する見舞金の支給を受けた特定疾患治療研究事業の難病患者	保健福祉課
6	全各号に準じる状態にある者	保健福祉課

(3) 情報収集方法

村は、昭和村個人情報保護条例第8条第2項第4号及び同条同項第6号により、「個人の生命、身体又は財産を保護するため、緊急かつやむを得ないと認められるとき」及び「本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき、その他審査会の意見を聴いた上で、個人情報を提供することについて特別の理由があると実施機関が認めるとき」の規定による個人情報保護審査会の答申に基づき、福祉担当部局において把握している以下の情報を要支援者名簿作成のため利用する。

なお、同条第7条第3項第4号において、「個人の生命、身体又は財産を保護するため、緊急かつやむを得ないと認められるとき」は、4)の情報を群馬県と連携を図りながら避難支援することとする。

- 1) 要介護・要支援認定情報
- 2) 身体障がい者手帳及び療育手帳の認定情報
- 3) 精神障がい者手帳の認定情報
- 4) 特定疾患治療研究事業の見舞金を受けている難病患者の情報

(4) 収集する内容

要支援者名簿は、以下の情報を記載するものとし、様式は様式1のとおりとする。

- 1) 氏 名 (ふりがな)
- 2) 状 態 の 区 分
- 3) 性 別
- 4) 年 齢 (生年月日)
- 5) 住 所
- 6) 連 絡 先
- 7) 担当民生児童委員

2 要支援者名簿の提供、管理

(1) 要支援者名簿の提供、管理

保健福祉課は、避難支援体制を整備するため、昭和村個人情報保護条例第8条第2項第6号「本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき、その他審査会の意見を聴いた上で、個人情報を提供することについて特別の理由があると実施機関が認めるとき」の規定による個人情報保護審査会の答申に基づき、要支援者名簿を村総務課防災担当と共有するとともに民生児童委員に提供する。

(2) 要支援者名簿の適正管理

要支援者名簿の原本は保健福祉課が保管し、副本の名簿の提供を受けた者が保管する。

昭和村個人情報保護条例の規定に基づき、要支援者の把握調査及び個別計画作成促進の目的のみ利用し、要支援者名簿の提供を受ける側の情報保護対策の確保が不可欠であるため、民生児童委員等は、守秘義務を厳守するとともに、例え家族間であっても、情報の共有は避けなければならない。

なお、要支援者名簿の保管については、厳重な保管をし、他の者が見ることができない保管場所にて保管することとする。

また、昭和村個人情報保護条例の規定に基づき、名簿の複写の禁止や不用になった名簿は、速やかに保健福祉課へ返還するなど、適正な管理を行う。

(3) 要支援者名簿の更新

保健福祉課は、毎年、要支援者名簿の更新を行い、総務課防災担当と情報共有することとする。

また、更新した名簿は、民生児童委員へも速やかに提供することとし、以前に提供した名簿は、提供と合わせ、返還するものとする。

なお、名簿は、必要がある場合は、適宜更新することができるものとする。

3 福祉サービス事業者等の保有する情報の活用

村は、介護保険サービス事業者、障害福祉サービス事業者等の保有する要支援者の居住状況等の情報については、村内部で共有し、災害発生時には安否確認や救出救助に活用する。

第3章 要支援者の個別計画の作成

1 要支援者の把握

村は、民生児童委員等とともに状況を調査し、個人情報の保護に配慮しながら、要支援者を把握する。

2 個別計画の作成

(1) 個別計画の作成方法

村は、要支援者について、民生児童委員等の協力を得て、個別計画作成に同意するよう働きかけ、同意が得られた者について個別計画（様式2昭和村避難行動要支援者登録申請書兼登録台帳）を作成する。

また、個別計画に本人記載ができない場合は、家族等の意志の確認により家族、または、民生児童委員が代筆することができるものとする。

なお、本人の申出により、民生児童委員を通して、個別計画を作成することもできる。

(2) 個別計画の内容

個別計画の作成にあたっては、本人の同意により地域支援者、避難所、避難方法等について確認する。

個別計画には、以下の内容を支援情報として可能な範囲において記載するものとし、様式は様式2のとおりとし、必要に応じて様式は変更できるものとする。

1) 居住状況

居住建物の建築時期、構造、家具の固定等の状況を記載するとともに、普段の居室、寝室の位置の見取り図を記載する。

2) 地域支援者

地域支援者は、本人の意思を考慮しながら、隣接者等のできるだけ身近な人から複数選定及び長期にわたり支援者を引き受けられる人を選定する。隣接者の中で個人的避難支援者を選任することが困難な場合は、様々な機関と連携を図り、身近な者から順に避難支援者を選定する。また、要支援者に対し、避難支援は地域の助け合いの体制であり、地域支援者の任意の協力により行われるものであることであり、地域支援者の不在や被災等により支援が困難となる場合があることを十分に説明する。

なお、責務が課されるものではなく、地域支援者の精神的な重荷とならないよう配慮する。

3) 情報伝達の流れ

誰がどのような手段で情報が伝えられるかなど、情報伝達経路及び情報伝達手段を明記する。

4) 情報伝達での留意事項

「聴覚障がいがあるため文字による伝達が必要である」など、情報が伝わりにくい場合等の留意事項を明記する。

5) 避難時に携行する医薬品等

継続的に服薬する必要がある場合などに、必要な医薬品等の名称や分量、服薬方法等の情報やかかりつけ医療機関名等を明記する。

なお、介護認定者で「ほほえみノート」を所持している場合は、これを参考とする。

6) 避難誘導時の留意事項

自力歩行が困難で車椅子が必要であるなどの個別計画登録者の状態や移動に必要な手段など、避難行動における留意事項を明記する。

7) 避難先での留意事項

聴覚障害があるため、文字による情報伝達が必要、自力歩行困難のため、移動支援や手段が必要など、避難先で必要となる対応等についての留意事項を明記する。

8) 避難場所

避難場所は、できるだけ福祉避難所などの要支援者に配慮された場所とする。

9) 利用中の介護サービスや障害福祉サービス事業所及びケアマネジャーについて

介護保険サービス事業所や障害福祉事業所及びケアマネジャーを利用している場合は記載する。

3 個別計画の共有、管理

(1) 個別計画の共有の範囲

個別計画の原本は、保健福祉課が保管し、副本は、総務課、民生児童委員が共有する。

(2) 個別計画の適正管理

個別計画を保管する者は、災害時及び各種訓練等の避難支援目的以外に個別計画を使用してはならない。

また、個別計画を保管する者は、個別計画登録者の同意した者以外が閲覧することのないよう、情報管理に十分配慮しなければならない。

4 個別計画の確認

個別計画登録者及び地域支援者は、迅速・的確な避難が実施できるよう、お互いに個別計画の内容について事前に確認するものとする。

また、村は、民生児童委員の協力を得て、毎年個別計画の内容について確認し、内容に変更がある場合、保健福祉課は、保有する個別計画を修正するとともに総務課、民生児童委員の情報共有者の個別計画を正しい情報に更新する。

第4章 避難誘導・安否確認体制の整備

1 避難支援の実施体制

(1) 村における避難支援体制

村は、要支援者の避難支援のため、災害時の業務実施体制や職員配置等村の体制を整備する。

また、災害時に村災害対策本部の社会福祉班を中心に防災情報に基づき、早い段階で要支援者に対する避難支援体制を整えるとともに避難準備情報が発令される等避難が必要な段階においては、個別計画登録者が避難支援を受けられない場合や避難支援者が避難支援を行えない場合等に備え、社会福祉班内に要支援者避難支援の相談窓口を設置し、避難支援要請等に対応する。

(2) 地域における避難支援体制

地域支援者は、災害発生時に個別計画に基づく支援を実施するが、何らかの理由により、支援が実施できないときは行政区や近隣者等へ連絡し、支援を要請をする。

しかし、行政区等への支援が実施できないときは、村の災害対策本部へ連絡することとする。

また、村、消防団等は、防災だけではなく、声かけ・見守り活動や犯罪抑止運動等地域における各種活動を通じて人と人のつながりを深めるとともに要支援者が自ら地域にとけ込んでいくことができる環境づくりにより、地域ぐるみの避難体制の整備に努めるものとする。

なお、個別計画登録者の居宅が倒壊している等、避難支援者が対応できない場合は、村災害対策本部へ連絡し、救出救助を求めるものとする。

(3) 社会福祉施設等の避難支援体制の整備

社会福祉施設等において、村から提供される防災情報等に基づき、事前に要支援者の受入れや移動支援など避難支援体制の整備に努め、避難準備情報等の発令の際は、迅速・確実な避難支援を行うものとする。

2 情報伝達体制の整備

(1) 要支援者への情報伝達

村は、防災行政無線のほか、緊急告知FMラジオ、集メール、テレドーム、広報車等、様々な手段を確保し、要支援者への避難準備情報等の防災情報を提供する。

なお、視聴覚の障がいのある人への情報伝達については、担当する民生児童委員から直接伝達できるようにする。

また、独居高齢者で緊急通報装置を設置してある者については、安全センターへ連絡し、安否確認と現状の内容を伝達ができるようにする。

○情報伝達の手段

- 1) 防災行政無線（各戸別受信機等）
- 2) 集メール
- 3) 緊急告知FMラジオの活用
- 4) テレドームの活用
- 5) 広報車・消防団等による広報
- 6) 緊急通報装置の設置による安全センターからの情報伝達

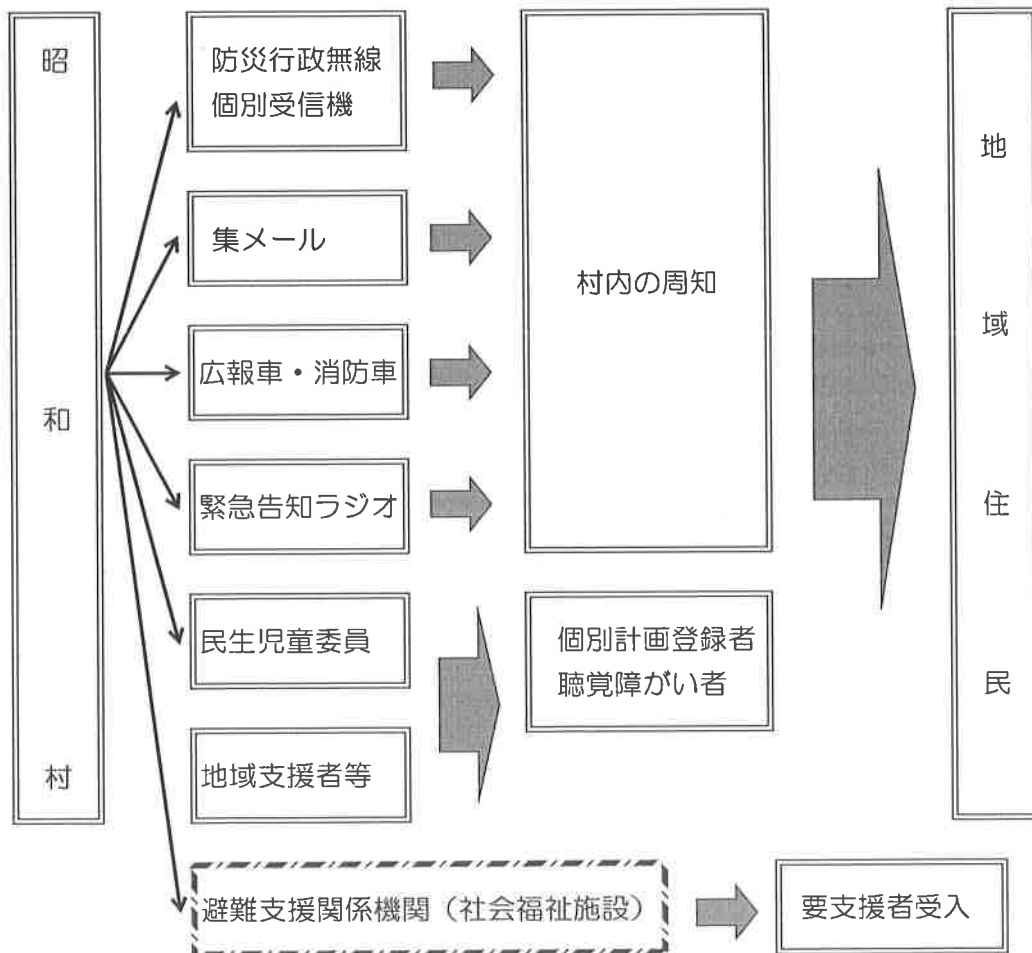
(2) 地域支援者への情報伝達

村は、様々な情報伝達手段や地域ぐるみの情報伝達体制を使って地域住民に情報を伝達することにより、地域支援者へ避難準備等の防災情報を伝達する

(3) 避難支援関係者への情報伝達

村は、社会福祉施設等の避難支援関係機関が要援護者支援体制を速やかに整えられるよう、避難支援関係機関へ防災情報を積極的に提供し、要支援者支援体制の確保に努める。

○情報伝達のイメージ



3 避難訓練の実施

村は、要支援者の避難支援に関係する機関と協力・連携し、各種訓練等において個別計画登録者の避難訓練を実施する。

4 安否確認情報の収集体制

(1) 個別計画登録者の安否情報の収集

安否情報の収集については、避難所等において実施するが、親戚宅や知人宅に避難し、避難所等に避難しない個別計画登録者も多いことから、避難所等においては安否情報の収集は難しい側面がある。このため村は、村災害対策本部の社会福祉班内に安否情報収集窓口を設置し、個別計画登録者の安否情報を収集する。

(2) 地域支援者からの報告

地域支援者は、個別計画登録者を避難先へ移送した場合や個別計画登録者の親戚等への避難情報を得た場合等は、避難所等又は村災害対策本部に報告するものとする。

第5章 避難所等における支援体制

1 避難所等における要支援者支援体制

(1) 開設の周知

村は、防災情報に基づき、早期に避難所等の開設を行い、開設にあたっては、様々な情報伝達手段により、住民への周知を図る。

(2) 避難所の災害時の要支援者班との連携

村は、村災害対策本部の社会福祉班が中心となり、民生児童委員、区、消防団や福祉関係者、避難支援者等の協力により、各避難所に設置される要支援者班と連携し、避難所において必要となる要支援者支援に関する相談や要支援者のニーズ等に対し、連携して支援を実施する。

(3) 支援体制の確認

村福祉・防災担当部局及び避難所の施設管理者は、平常時から、要支援者への確実な情報伝達や物資の提供方法等について確認するとともに、避難所における要支援者支援に関する地域住民の理解を深めるため、避難所設置について関係者による訓練・研修を実施し、避難所における要支援者のニーズや対応可能な人的・物的資源等の状況を把握する。

村保健福祉課・総務課は、平常時から、民生児童委員、区、消防団や福祉関係者、地域支援者の協力を得て、各避難所において要支援者班に従事する者の確保に努めるとともに施設管理者、消防団、民生児童員、福祉関係者等と協働して、施設の状況、要支援者に配慮した利用方法等について確認し、改善に努める。

(4) 優先的支援の実施

避難所の災害時要支援者班は、大規模災害時等の避難所スペースや支援物資等が限られた状況においては、支援者の有無や障がいの種類・程度等に応じ、早期に支援を実施すべき要支援者について優先的に対応するものとする。

2 福祉避難所

(1) 福祉避難所について

村は、通常の避難所では、避難生活が困難な要支援者のための避難所としては、施設がバリアフリー化されている等、要支援者の利用に適しており、生活相談職員等の確保が比較的容易である社会福祉施設等と協定を結び、福祉避難所の確保に努める。

(2) 福祉避難所の確保

村は、要支援者名簿や個別計画の作成を通じ、福祉避難所へ避難する必要がある者の概数を把握し、必要となる福祉避難所の確保に努める。

(3) 設置・運営等

村は、福祉避難所の円滑な運営のため、施設管理者との連携や施設利用方法の確認等、福祉避難所の設置・運営訓練を実施する。

様式2 (登録 年 月 日)

昭和村避難行動要支援者登録申請書兼登録台帳 (個別計画)

私は、災害発生時などに民生児童委員や地区の方々などの支援を受けたいため、下記の内容を台帳に登録するとともに、その台帳を役場 (保健福祉課 (福祉担当)、総務課 (防災担当)) 及び民生児童委員等の当該人の限定した地域関係者、救援救助を実施しようとする消防団等に提供することに同意します。

令和 年 月 日 本人 住所 昭和村
氏名
(代筆者氏名:)

行政 区	担当民生委員氏名	電話				血液型
		FAX				
要支援者の状況	1 独居高齢 2 寝たきり 3 介護認定 4 認知症 5 高齢世帯 6 身体障害 7 難病 8 知的障害 9 精神障害 10 乳幼児 11 妊産婦 12 その他 ()					
ふりがな 氏 名	(男・女)	生年 月日	明治・大正・昭和・平成 年 月 日	年 齢	才	
緊急時の家族等の連絡先						
氏名		住所		連絡先		
氏名		住所		連絡先		
家族構成等	居 住 建 物					
	建築時期		構造	木造・その他 ()		
	その 他	具の固定、避難口の有無、				
	見取図	北				
4						
特記事項						
緊急通報システム	あり (会社の名称) ・なし					
避 難 支 援 者						
ふりがな 氏 名		住所		連絡 先		
ふりがな 氏 名		住所		連絡 先		

情報伝達の流れ
情報伝達での留意事項
避難時に携行する医薬品等
かかりつけ医療機関
既往歴（これまでどんな病気にかかったか）
避難誘導時の留意事項
避難先での留意事項
避難場所
利用中の介護サービスや障害福祉サービス及びケアマネジャー
備考

福祉避難所の利用に関する協定書

昭和村長（以下、「甲」という。）及び
（以下、「乙」という。）
は、次のとおり協定書を締結する。

（目的及び趣旨）

第1条 この協定は、昭和村内に大規模な災害が発生し、または、発生する恐れがある場合に乙の協力を得て、乙の所有する施設を福祉避難所として、村民を受け入れるにあたり、必要な事項を定めることを目的とする。

2 この協定において、福祉避難所とは、昭和村避難行動要支援者避難支援計画に基づき、高齢者、障害者等で避難所生活では、何らかの特別な配慮を必要とする者及びその介助者等（家族を含む。）を受け入れる避難所とする。

（要請）

第2条 甲は、災害が発生し、または、発生する恐れがある場合において、福祉避難所を開設する必要があると認めた場合は、乙に対して福祉避難所の開設を随時要請することができるものとする。

なお、要請は、様式1で行うものとし、緊急時は口頭による要請もできることとする。

（避難所の開設）

第3条 乙は、前条の要請を受けた時は、対象施設の職員の参集状況及び対象施設の被災状況に応じて、福祉避難所を開設するものとする。

なお、乙は、施設が被災、または、被災する可能性が高く、要援護者の受入をすることが不可能であると認めた場合は、速やかに甲へ報告することとする。

（福祉避難所の運営）

第4条 乙は、対象施設の職員により、避難者の介助及び生活に必要な支援を行うものとする。

（経費の負担）

第5条 福祉避難所の開設に伴う施設の管理運営に要する経費は、甲の負担とし、甲乙協議のうえ、決定する。

（避難所の終了）

第6条 福祉避難所を終了しようする時は、甲乙協議により、決定し、甲が福祉避難所に対し、終了報告を様式2で行うものとする。

(協定期間)

第7条 この協定は、協定締結の日から開始し、以後、継続するものとする。

なお、締結解除及び変更をする時は、解除等する1箇月前までに甲乙間において協議をするものとする。

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項及びこの協定の内容に疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ、決定するものとする。

甲及び乙は、上記の協定締結の証として、本協定書を2通作成し、それぞれ記名押印のうえ、各1通を保有する。

令和 年 月 日

「甲」 群馬県昭和村大字糸井388番地
昭和村長

「乙」

様式 1

昭総発第 号
令和 年 月 日

様

昭 和 村 長

福祉避難所の開設要請について

貴施設を「福祉避難所の利用に関する協定書」に基づき、避難所開設を要請します。
なお、要請後において、罹災又は災害が発生する可能性がある場合は、速やかにご連絡をお願いします。

記

1 開設日時 令和 年 月 日
午前・後 時 分

2 開設施設名

要請担当者 昭和村災害対策本部
保健福祉班・総務班
連絡先 電 話 0 2 7 8 - 2 4 - 5 1 1 1
F A X 0 2 7 8 - 2 4 - 5 2 5 4

様式2

昭総発第 号
令和 年 月 日

様

昭 和 村 長

福祉避難所の終了について

貴施設を「福祉避難所の利用に関する協定書」に基づき、避難所を使用終了について連絡します。

記

1 終了日時 令和 年 月 日
午前・後 時 分

2 施設名

要請担当者 昭和村災害対策本部
保健福祉班・総務班
連絡先 電 話 0278-24-5111
FAX 0278-24-5254

資料 1

要支援者の特徴

この資料は、要支援者の種別ごとにそれぞれの特徴と配慮事項を記載していますが、あくまで一般的に参考として示すものであり、これらが全て個々の避難要支援者にあてはまるものでないので、注意が必要であります。

なお、避難支援は、その方の状態像で具体的な留意事項が異なるため、個別計画の作成時に要確認をすることが大変重要であると考えます。

◎ひとり暮らしの高齢者

特 徴	<ul style="list-style-type: none"> ・体力が衰え行動機能が低下している場合がある。 ・緊急事態の察知が遅れる場合がある。
情報伝達の配慮	<ul style="list-style-type: none"> ・迅速かつ直接的な情報伝達が必要。 ・緊急告知ラジオの設置推進。
避難誘導時の留意点	<ul style="list-style-type: none"> ・日頃から服用している薬があれば携帯するようにする。
避難所での留意点	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者は、不便な避難生活で急速に活動力が低下し、寝たきり状態になりやすいので、健康状態に十分配慮するとともに可能な限り、運動ができるスペースを確保する。 ・おむつの利用者がある場合は、交換所の設置を配慮する。

◎寝たきり高齢者

特 徴	<ul style="list-style-type: none"> ・自分の状況を他者に伝達することが困難な場合が多い。 ・日常生活の自立が困難であり、自ら行動することができない場合が多い。 ・全介助を必要とする者。
情報伝達の配慮	<ul style="list-style-type: none"> ・本人、家族、支援者への迅速な情報伝達が必要。
避難誘導時の留意点	<ul style="list-style-type: none"> ・日頃から服用している薬があれば携帯するようにする。
避難所での留意点	<ul style="list-style-type: none"> ・車いすやストレッチャー等の移動用具を確保することが望ましいが、移動用具等が確保できない場合には、背負い紐でおぶったり、毛布等で作った応急担架等により避難させる。 ・日頃から、利用する在宅酸素の服用する薬物は、必ず携帯する。 ・援助が必要な人に対して訪問介護員等を派遣する。 ・食事制限等疾患や咀嚼困難等による食事携帯、特別用途食品等に関する必要な情報を確認することが必要。

◎認知症の高齢者

特 徴	<ul style="list-style-type: none"> ・自分で判断し、行動することが困難な場合がある。 ・自分の状況を伝達することが困難な場合がある。
情報伝達の配慮	<ul style="list-style-type: none"> ・家族、支援者への迅速な情報伝達。 ・努めて冷静な態度で接し、簡単に状況を説明する等、本人を興奮させないようにする。
避難誘導時の留意点	<ul style="list-style-type: none"> ・努めて冷静な態度で接し、簡単に状況を説明する等、本人を安心させ、落ち着かせるようにする。必ず誰かが付き添い、手を引くなどして移動させる（絶対に一人にさせない。） ・災害の不安から奇声をあげたり、異常な行動しても、叱ったりしない。 ・常時、否定せず中立な対応が必要。 ・激しい興奮状態が続くような時は、家族等身内が付き添い、別の場所で様子を見るようにする。 ・徘徊の可能性が高い場合は、絶対に一人にしない。 ・日頃から服用している薬があれば携帯するようにする。
避難所での留意点	<ul style="list-style-type: none"> ・認知症の高齢者は、急激な生活環境の変化で状態像が変化しやすいうえ、認知症も急激な進行もあるのできめ細やかなケアを行う。 ・徘徊の症状がある場合には、周囲の人に声をかけ、互いに助け合うよう配慮しておく。 ・異物等を誤飲することのないよう、周辺には、異物等はおかない。

◎視覚・聴覚障がいのある人

特 徴	<p>○視覚</p> <ul style="list-style-type: none"> ・視覚による緊急事態等の覚知が不可能な場合があり、瞬時の覚知することが困難。 ・日常の生活圏外では、介助者がいないと避難できないため、避難誘導等の援助が必要。 <p>○聴覚</p> <ul style="list-style-type: none"> ・音声による情報が伝わらない。(視覚外の異変・危険の察知が困難。音声による避難誘導の認識ができない。) ・手話ができるわけではない。
情報伝達の配慮	<p>○視覚</p> <ul style="list-style-type: none"> ・音声による情報伝達及び状況説明が必要。 <p>○聴覚</p> <ul style="list-style-type: none"> ・正面から対応し、口を大きく動かして話す。(背後には、光の反射などに注意) ・文字や絵を組み合わせせて情報を伝える。
避難誘導時の留意点	<p>○視覚</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日常の生活圏であっても災害時に認知地図が使用不能となる場合がある。 ・段差の的確な伝達。 ・盲導犬を伴っている人に対しては、方向を説明し、直接盲導犬を引いたり、触ったりしない。 ・日頃から服用している薬があれば携帯するようにする。 <p>○聴覚</p> <ul style="list-style-type: none"> ・手話、筆談、身振り等で状況説明を行い、避難所等へ誘導する。 ・日頃から服用している薬があれば携帯するようにする。
避難所での留意点	<p>○視覚</p> <ul style="list-style-type: none"> ・できるだけ出入り口に近い場所を確保する。 ・視覚障がいのある人には、構内放送・拡声器などにより、音声情報を繰り返し流したり、拡大文字や点字による情報の提供に努める。 ・白杖等の補装具や日常生活用具の破損・損失に応じて、修理・支給に努める。 ・仮設トイレを屋外に設置する場合、壁伝えにいくことができる場所に設置するか、順路にロープ等を張り、移動が楽に行えるように配慮する。 <p>○聴覚</p> <ul style="list-style-type: none"> ・文字での掲示や手話を活用する。

◎肢体不自由のある人

特 徴	<ul style="list-style-type: none"> ・自力歩行や素早い避難行動が困難な場合が多いため、車イス等の補助具が必要である。
情報伝達の配慮	<ul style="list-style-type: none"> ・本人、家族、支援者への迅速な情報伝達が必要。
避難誘導時の留意点	<ul style="list-style-type: none"> ・自力で避難することが困難な場合には、車イスやストレッチャー等の移動用具等が確保できない場合には、背負い紐、毛布で作った応急担架等により避難させる。 (車イスを使用する場合) ・段差を超える時は、細心の注意を払い移動する。なお、上りは、前向き進行し、降りる時は、後ろ向きにし、ブレーキを併用しながら、ゆっくりと下りる。 ・階段の移動は、数人で車イスを抱えながら、ゆっくりと移動する。 ・日頃から服用している薬があれば携帯するようにする。
避難所での留意点	<ul style="list-style-type: none"> ・車イスが通れる通路を確保する。 ・出来る限り、出入り口に近い場所を確保する。 ・身体機能にあった安全で利用可能なトイレが用意することが望ましい。

◎内蔵機能・免疫機能に障がいのある人、難病患者

特 徴	<ul style="list-style-type: none"> ・自力歩行や素早い避難行動が困難な場合が多いため、車イス等の補助具が必要である。 ・医薬品や医療機器を携行する必要があるため、医療機関や医療機器取り扱い業者等による支援が必要である。
情報伝達の配慮	<ul style="list-style-type: none"> ・本人、家族、支援者への迅速な情報伝達が必要。
避難誘導時の留意点	<ul style="list-style-type: none"> ・常時使用している医療機器（機器によっては、酸素ボンベ等が必要）を確保するとともに医薬品を携行する。 ・自力で避難することが困難な場合には、車イスやストレッチャー等の移動用具等を確保することが望ましいが移動用具等が確保できない場合には、背負い紐でおぶったり、毛布等で作った応急担架等により避難させる。
避難所での留意点	<ul style="list-style-type: none"> ・特殊な薬剤や食事制限等の疾患に関する必要な情報を確認することが必要。 ・医療品や衛生材料の確保が必要。 ・医療機関等の協力により、巡回診療を行うほか、定期的な治療の継続のため、移送サービスの実施。 ・避難所でケアできるスペースの確保が必要。

◎知的・発達に障がいのある人

特 徴	<ul style="list-style-type: none"> ・急激な環境の変化に順応しにくい。 ・緊急事態等の認識が不十分な場合や環境の変化による精神的な動揺がみられる場合がある。 ・発達障がい自体の障がい特性から、コミュニケーション能力、特に言葉のやりとりが難しいため、自分の気持ちや困りごとを相手に伝えたり、相手の気持ちや困りごとを相手に伝えたり、相手の気持ちやその場の雰囲気を理解し、他者と協調して行動することが不得意である場合が多い。 ・感覚過敏を持つ人が多い。多くの人が不快感を生じさせない、特定の音や臭い、触感などが大変苦手なことがあり、不適応行動を起こしやすい。
情報伝達の配慮	<ul style="list-style-type: none"> ・短い言葉で具体的にゆっくりとわかりやすく、冷静な態度で情報を伝える。 ・言葉による説明だけでは理解しにくいことも多いので、絵、図、文字等を組合せ、視覚的な工夫を併用すると理解が得やすい。 ・現状認識が不十分なまま、先の見通しが見つからないことで不安が増幅されるため、曖昧な表現は避け、「こうすれば大丈夫」ということを伝える。 ・努めて冷静な態度で接し、絶えず優しい言葉をかけるようにする。
避難誘導時の留意点	<ul style="list-style-type: none"> ・努めて冷静な態度で接し、絶えず優しい言葉をかけるようにする。 ・必ず誰かが付き添い手を引くなどして移動させる。(一人にはさせない。) ・災害の不安から奇声をあげたり異常な行動をしても、叱ったりしない。 ・救出の際に思いもよらない行動をとることや座りこんでしまうなどが考えられる。 ・発作がある場合、主治医もしくは最寄りの医療機関等へ相談し指示を受ける。 ・短い言葉で具体的にゆっくりとわかりやすく、冷静な態度で情報を伝える。 ・全体指示とは別に、個別に小声で傍に寄り添って伝える方法が有効である。 ・災害の不安からパニックを生じた場合等は、対応に慣れた家族や医師等の指示を受ける。 ・日頃から服用している薬があれば携帯するようにする。
避難所での留意点	<ul style="list-style-type: none"> ・環境の変化を理解できずに気持ちが混乱したり、精神的に不安定になる場合があるので、気持ちを落ち着かせるよう配慮する。 ・周囲のとのコミュニケーションが十分にとれずにトラブルの原因となったり、環境の変化のため、コミュニケーションが十分にとれずトラブルの原因になったり、環境の変化のため、精神が不安定になることがあるので、間仕切りをしたり、個室を確保するなどの配慮が必要。(医療機関との連絡体制)

◎精神障がいのある人

特 徴	<ul style="list-style-type: none"> ・服薬を継続することが必要であるため、自らの薬を把握しておくとともに、医療機関による支援が必要である。
情報伝達の配慮	<ul style="list-style-type: none"> ・本人、家族、支援者への迅速な情報伝達が必要である。
避難誘導時の留意点	<ul style="list-style-type: none"> ・努めて冷静な態度で接し、簡単に状況を説明する等本人を安心させ、冷静さを保つようにする。 ・必ず、誰かが付き添い手を引くなどして移動させ、一人にはしない。 ・強い不安や症状悪化がみられる場合は、主治医もしくは、最寄りの医療機関または、保健所へ相談し指示を受ける。 ・日頃から服用している薬があれば携帯するようにする。
避難所での留意点	<ul style="list-style-type: none"> ・医療機関との連携体制の確保が必要である。 ・精神障がいのある人の多くは、服薬により状態が安定するが、病気のために社会生活や対人関係などに支障をきたすことも多く、避難所等の集団生活になじめないこともあるので、この点に配慮した支援も必要。 ・精神障がいのある人の状態の早期安定を図るためには、その人の信頼が一番における方に支援を依頼する。 ・「精神」、「神経」という言葉は使用しないよう注意する。 ・話はじっくりと聴く。 ・他人に服薬することが見られないよう配慮する。 ・睡眠が十分取れるように配慮する。 ・現実離れした訴えも受け止める。

◎妊婦

特 徴	<ul style="list-style-type: none"> ・行動機能が低下しているが、自分で判断し行動できる。 ・過重な身体への負担を避けることが必要である。
情報伝達の配慮	<ul style="list-style-type: none"> ・本人、家族、支援者への迅速な情報伝達が必要である。
避難誘導時の留意点	<ul style="list-style-type: none"> ・避難誘導を支援してくれる人の確保が必要である。
避難所での留意点	<ul style="list-style-type: none"> ・避難生活での防音や衛生面での思いやりや心くばりが必要である。 ・身体の状況に合わせ休養や保温などの確保が必要である。

◎乳幼児・児童

特 徴	<ul style="list-style-type: none"> ・自力で災害情報の把握や避難が難しく、全面的に大人の支援が必要である。 ・時間帯によっては、保護者がいない児童がいる。
情報伝達の配慮	<ul style="list-style-type: none"> ・家族、支援者への迅速な情報伝達が必要。
避難誘導時の留意点	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者とともに避難する。
避難所での留意点	<ul style="list-style-type: none"> ・夜泣き、不眠などの症状に留意し、精神的安定が図られるよう配慮する。 ・乳児に対しては、ミルク用の湯、哺乳瓶の清潔、沐浴の手だての確保に留意する。 ・被災による精神的な後遺症が強く残るおそれがあり、心のケアが特に必要。 ・保護者不在時の一時的な保育が必要。

◎外国人

特 徴	<ul style="list-style-type: none"> ・日本語での情報が十分に理解できないため、避難や避難生活に支障をきたすおそれがある。
情報伝達の配慮	<ul style="list-style-type: none"> ・わかりやすい日本語や外国語による情報提供や支援者への情報提供が必要。
避難誘導時の留意点	<ul style="list-style-type: none"> ・外国語の理解できる支援者の確保が必要。
避難所での留意点	<ul style="list-style-type: none"> ・多言語による情報提供や外国語の理解できる支援者の確保が必要。 ・宗教、風俗、慣習等への配慮が必要。

資料 2

避難行動要支援者の非常持出品の例

区 分	持 ち 出 し 品 の 例
<ul style="list-style-type: none"> ・寝たきり高齢者 ・認知症の高齢者 	<ul style="list-style-type: none"> ・紙おむつ ・携帯トイレ ・おむつ交換用ビニールシート ・背負いひも ・常備薬等
<ul style="list-style-type: none"> ・視聴覚障がい者 	<ul style="list-style-type: none"> ・手袋 ・眼鏡 ・白杖 ・時計（音声・触知式等） ・点字板 ・常備薬等
<ul style="list-style-type: none"> ・聴覚障がい者 	<ul style="list-style-type: none"> ・補聴器（専用電池） ・メモ用紙、筆記用具（筆談用） ・笛 ・携帯トイレ ・警報ブザー ・メール機能付き携帯電話 ・常備薬等
<ul style="list-style-type: none"> ・肢体不自由のある者 	<ul style="list-style-type: none"> ・紙おむつ ・携帯トイレ ・おむつ交換用ビニールシート ・背負いひも ・予備の車イス ・タオルケット ・補装具 ・電動車イスのバッテリー ・常備薬等
<ul style="list-style-type: none"> ・内臓機能・免疫機能に障がいのある者 ・難病患者 	<ul style="list-style-type: none"> ・携帯用 ・常備薬 ・食事セット（治療食） ○じん臓障がい <ul style="list-style-type: none"> ・透析施設リスト ・透析検査データの写し ○呼吸器障がい <ul style="list-style-type: none"> ・携帯用酸素ボトル など ○ぼうこう・直腸障がい <ul style="list-style-type: none"> ・ストマ装具 ・洗腸セット （水、ウエットティッシュ、ビニール袋、輪ゴム、ハサミ等） など
<ul style="list-style-type: none"> ・知的発達に障がい者 	<ul style="list-style-type: none"> ・常備薬 ・処方箋 ・本人がこだわりを持っている身の回り品 ・本人が食べられる食料など
<ul style="list-style-type: none"> ・精神障がいのある者 	<ul style="list-style-type: none"> ・常備薬 ・処方箋 ・水など
<ul style="list-style-type: none"> ・乳幼児 	<ul style="list-style-type: none"> ・紙おむつ ・ウエットティッシュ ・粉ミルク ・ミネラルウォーター など
<ul style="list-style-type: none"> ・外国人 	<ul style="list-style-type: none"> ・パスポート など

◎福祉避難所一覧表

番号	施設名称	施設住所	電話番号	締結日	備考
1	昭和村ふれあい館	昭和村大字糸井 624 番地	30-2121	H22.6.23	
2	昭和村デイサービスセンター	昭和村大字糸井 624 番地	20-1126	H22.6.23	
3	昭和村総合福祉センター 昭和の湯	昭和村大字糸井 624 番地	20-1126	H22.6.23	
4	昭和村立第一保育園	昭和村大字糸井 1757 番地 1	22-2331	H22.6.24	
5	昭和村立第二保育園	昭和村大字赤城原 785 番地	24-7003	H22.6.24	
6	昭和村立東小学校	昭和村大字糸井 1287 番地	22-2516	H22.6.24	
7	昭和村立南小学校	昭和村大字川額 123 番地	24-6002	H22.6.24	
8	昭和村立大河原小学校	昭和村大字糸井 5455 番地 354	24-7166	H22.6.24	
9	昭和中学校	昭和村大字椽久保 488 番地 1	23-7321	H22.6.24	
10	社会福祉法人ホーム 特別養護老人ホーム 菜の花館	昭和村大字糸井 1757 番地 311	30-3331	H22.6.24	
11	グループホーム美ら寿の家	昭和村大字赤城原 820 番地 1	30-9051	H22.6.24	
12	社会福祉法人障害者等 在宅サービス「燦」	昭和村大字貝野瀬 813 番地	23-6155	H22.6.23	